

資料2

平成13年7月30日

社会保障審議会統計分科会

「疾病、傷害及び死因分類」に係る委員会の設置について

1 設置趣旨

「疾病、傷害及び死因分類」については、産業分類とともに我が国の統計に使用される分類として重要な位置を占めている。本分類の作成に当たっては、国際的な趨勢に配慮しつつ、最も適する医学用語等を考慮する必要があり、統計分科会において、統計の基本事項として審議を行う。

しかしながら、本分類は、極めて広範囲に渡る検討を要するため、個別具体的な事項については、分野ごとの委員会を設置し検討を行う必要がある。

2 審議事項

- (1) 「疾病、傷害及び死因分類」の普及を目的とする補助分類の作成
- (2) 「疾病、傷害及び死因分類」の軽微な変更
- (3) その他「疾病、傷害及び死因分類」に係る個別専門的事項

3 当面のスケジュール及び構成

検討の必要が生じた場合に統計分科会長の了解を得て、分野ごとの委員会を設置。

委員会に属する者は、各分野の学識経験者から別途任命された専門委員の中から統計分科会長が指名する。また、統計分科会長は、委員及び臨時委員も指名することができる。

委員会の検討結果は統計分科会に報告。

「疾病、傷害及び死因分類」の大規模改正の場合は別途検討。

I C D－1 0 に関する状況

1 傷病名

(1) カルテ病名・一般レセプト傷病名（いわゆる臨床病名）

1) 複数のカルテ病名・一般レセプト（D P C レセプト以外のレセプト）の傷病名は一つのコードに集約

- ・ I C D－1 0 の各コードは、複数のカルテ病名、複数の一般レセプト傷病名を一つに集約したものである。したがって、一般にカルテ病名、一般レセプト病名が異なっても、同じ I C D－1 0 のコードがつけられる。

2) カルテ病名・一般レセプト傷病名の各マスターの整備

- ・ 厚生労働省医政局では電子カルテや病歴管理などに資する「I C D 1 0 対応電子カルテ用標準病名マスター」を開発し、保険局では「レセプト電算処理システム用傷病名マスター」を作成している。両者の病名情報の統一化と相互のコードの対応付けを行い、医事会計システム基本マスターとしても利用できるように互換性を確保している。

(2) D P C（診断群分類）における傷病名

D P Cにおける傷病名（D P C 傷病名という）は厚生労働大臣の告示で規定。臨床病名ではない。D P C 傷病名は以下のように決定される。

- ① 「医療資源を最も投入した傷病名」の決定。この傷病名は、上記のカルテ病名・一般レセプト病名と同じ臨床病名。
- ② 「医療資源を最も投入した傷病名」に対応する I C D コードの決定。
- ③ 決定した I C D コードと診療行為等に基づき、厚生労働大臣の告示により、I C D コードの属する D P C 傷病名と診断群分類番号を決定する。

* D P C レセプトには、診断群分類番号と「医療資源を最も投入した傷病名」が記載。

2 I C D－1 0 と傷病名

I C D－1 0 は日本では統計分類として告示で規定され、その詳細は、統計情報部の発行する「疾病、傷害及び死因統計分類提要」による。

具体的には、

- ① I C D－1 0 のコードとその内容例示
- ② 臨床病名からのコーディングルール
- ③ 臨床病名からの索引

からなっており、臨床病名に対応する I C D－1 0 のコードの選択には関与するが、臨床病名の設定には関与しない。

ICDに関する状況(図)

